

神崎市事業者応援給付金 はじまります！

神崎市事業者応援給付金事業は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、業績が悪化し売上が大きく減少している神崎市内の事業者の事業継続を支援・応援するための給付金です！

支給要件

- 神崎市内で事業を営んでいる事。
- 中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」である事。
- 令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上が前年同月比で20%以上減少している事。
※令和元年8月以降に創業された場合にも特例がありますのでご相談ください。
- 平成30年度までの市税を滞納していない事。
- 暴力団等に関与していない事。

支給額

法人：20万円、個人事業者：10万円

申請期間

令和2年5月13日(水)～令和2年8月31日(月)※消印有効

申請方法

下記提出先に送付 **※新型コロナウイルス感染防止の為、郵送での提出にご協力下さい。**

〒842-8601 神崎市神崎町神崎410 神崎市商工観光課 宛

申請書類は市HPよりダウンロードください。



支援金の支給

申請書類の受理後、2週間程度(※)で支給予定です。

(※申請書類に不備がない場合の標準的な所要期間)



お問い合わせ先

- 神崎市商工観光課
電話；0952-37-0107(直通)
- 神崎市商工会
電話；0952-52-7131